

3 月 定 例 議 会 議 案 及 び 議 決 結 果

議 案	議決日	賛成	反対
平成 25 年度新富町一般会計補正予算について	3月10日	13	0
平成 25 年度新富町国民健康保険特別会計補正予算について	〃	13	0
平成 25 年度新富町後期高齢者医療特別会計補正予算について	〃	13	0
平成 25 年度新富町介護保険特別会計補正予算について	〃	13	0
業務（設計施工）請負変更契約の締結について（平成 24 年度新富町有線ラジオ放送施設整備事業の業務（設計施工）請負契約）	〃	13	0
新富町議会規則の一部改正について	3月17日	13	0
新富町議会傍聴規則の一部改正について	〃	13	0
平成 26 年度新富町一般会計予算について	〃	13	0
平成 26 年度新富町水道事業会計予算について	〃	13	0
消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	13	0
新富町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について	〃	13	0
新富町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について	〃	13	0
新富町温泉健康センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	13	0
新富町道路占用料条例の一部改正について	〃	13	0
公の施設の指定管理者の指定について（新富町温泉健康センター「サン・ルピナス」）	〃	13	0
賃貸借契約の締結について（新富町ブロードバンド設備の賃貸借に関する契約）	〃	13	0
平成 26 年度新富町国民健康保険特別会計予算について	〃	13	0
平成 26 年度新富町後期高齢者医療特別会計予算について	〃	13	0
平成 26 年度新富町介護保険特別会計予算について	〃	13	0
新富町富田浜キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	13	0
新富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部改正について	〃	13	0
新富町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例の廃止について	〃	13	0
西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置に関する協議について	〃	13	0
西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置に関する協議について	〃	13	0
平成 25 年度新富町一般会計補正予算について	〃	13	0
工事請負変更契約の締結について（農業競争力強化基盤整備事業横江排水機場施設改修工事請負契約）	〃	13	0

臨時議会

平成 26 年 1 月 28 日
に臨時議会を開催しました。

議案は、議員発議による新富町議会基本条例の制定、平成 25 年度一般会計補正予算の専決処分承認、役場庁舎改修に伴う備品（椅子）購入の契約及び役場庁舎改修の工事請負変更契約の締結でした。

一般会計補正予算の専決処分は、口蹄疫埋却地の整備工法変更による予算の増額でした。庁舎改修の工事請負変更契約は、外壁の亀裂の修復及び屋上の防水が新たに必要となり、契約額の変更をするものでした。全議案とも原案どおり決定致しました。

QUESTION

3月定例議会では、13日5名の議員が一般質問を行いました。質問方式は一問一答方式で、議員の持ち時間は1人30分です。

東九州高速道開通

町長

新富町独自対策はこれから



三浦千尋 議員

〔問〕物流・人の流れに新しい手段である高速道路開通を迎える。地方の真の力が試される。県は本年を「東九州の新时代へ、宮崎飛躍予算」とした事業・予算を盛り込んだ。綾町は

昨年から大分県内AGT・学校等へのPR活動を実施。延岡市は大分県との共通パンフレット作成、県は高速道路県内乗り降り自由の周遊型割引企画を発信。今後は東京五輪を見据えて合宿誘致・観光客誘致に力を入れるようだ。また企業誘致の為に工業団地整備補助事業を制定。本町も



東九州高速道

積極的な行動が必要で早々の取り組みに期待するものです。

〔町長〕経済活動・物流・観光防災等あらゆる分野で可能性が広がる一方、ヒト・モノ・カネの流動が加速。開通を機会に地域振興に生かす、来訪者が期待できるように魅力あるまちづくり、情報発信に努めたい。

〔問〕この際、防災と新

田原基地アクセス向上及び定住人口増の最後のチャンスと捉え、町内にスマートインターチェンジの新設を提案します。

〔町長〕推進します。

〔問〕均衡ある町土発展の為に定住人口増及び新田・上新田活性化対策が重要と考えます。

〔町長〕人口増減は地域の活性化に影響。町全体の活性化に取り組ま

TPP問題対策は

町長 担い手の育成・法人化等



増永逸雄 議員

〔問〕今農業は、資材の高騰や農家戸数減少、高齢化が深刻化しつつあり、国が進めようとするTPPへの問題対策が喫緊の課題であり、町の考えを伺います。

又農業を基幹産業と位置付けられており、経営所得安定対策制度の対応、人農地プラン及び新規就農者を確保するには、地域にあった作物・指導者・どんな人を就農させるか『年齢・離職・法人』しっかりとコンセプトを示してほしい。



トラクターによる農作業の様子

〔町長〕農業所得向上を図るために意欲と能力を有した担い手の育成、農業の法人化、生産コストの削減や販売流通の改善を推進して参ります。

〔問〕新富町男女共同参画策定後の各課の取り組みについて伺います。

〔町長〕男女共同参画については、生涯学習課、まちおこし政策課のほか各課で取り組んでいます。

〔問〕町では、審議会など女性の参加率をどの

様に引き上げていくのか。

〔町長〕これまで町審議会は、3割を目標としました。新しく作るものや更新にあっても5割を目標とします。

〔問〕ハード・ソフト両面での施策を、講じながら格差のない町づくりのため事業予算の付いた、新たなアクションを興すべきでは。

〔町長〕女性審議会員の登用・女性管理職を増やし、様々な場で女性が参画できるものに事業予算をつけたい。

減反政策見直しによる影響は

町長

水田営農に多大な影響あり



永友繁喜 議員

(問) 減反政策の見直しで本町にどのような影響があるのか伺います。

(町長) 25年度では、10アール当たり1万5000円であった交付金が26年度から半額にな

り、30年度から完全に廃止になります。25年度は総支給額約3千80万円で、26年度はその半額になります。また、米粉用米など交付単価が定額でなくなり、収穫量に応じた数量支払になるため、水田営農に対しては、大きな影響を与えることとなります。



スワルスキー

(問) ハウス園芸のピーマンやきゅうりなどで使用されているスワルスキーが害虫駆除に効果があるが、非常に単価が高いために補助の対象にしては。

(町長) スワルスキーハブリダニは、アザミウマ類、コナジラミ類などにかんがりの効果があり、普及活動が図られた。ピーマンにおいては、8割程度、きゅう

りにおいては3割程度の農家で使用されています。環境に対する影響が低く、人畜に対する毒性の心配がないうえ、農薬の使用回数が減り、省力化も図ることができます。今のところピーマン、きゅうりに作物限定されていますので、その補助については現段階では厳しい面があります。

商店街の活性化を図るべき

町長

関係者の考えを尊重すべき



櫻井盛生 議員

(問) 商店街の活性化をほかれないのか？

(町長) 関係者の考えを尊重すべきだ。

(問) するピーモール商店街の活性化が、望まれる。町ができることや

商店街が取り組むことがあると思うが、人が来てくれるような景観が大切だ。テントの枠も錆びたままであるが、更新はできないのか？

また、外装内装工事をする場合補助金は考えていないのか？お伺いしたい。

(町長) 商店街は地域の顔として中心的役割を

果たしており、活性化の支援は必要である。ただ今の件は、関係者がどう考えているかである。町としての取り組みは未定だ。

(問) 新田地区の活性化についてであります。が、県道沿い、特に、道路北側は宅地化にすべきだ。

町の住宅政策で26年度から町内に居住するため新築するときは最大115万円の補助をする。こととなり、適切な措置と思われる。し

かし、優良土地を提供することも大切だ。業者が土地区画を推進するための事業費に補助金を出せないか。優良な土地を提供すれば115万円の補助効果が期待できると思う。

(町長) 全町的な中で地域振興を図っていくが、土地区画をする場合の補助金は考えていない。

(問) コミュニティバスの無料化は。

(町長) 考えていません。



賑ってほしい「るぴーモール虹ヶ丘商店街」

町長公約新田地区整備は

町長

具体的な計画はこれから



議員 丹 邦敏

(問) 新田地区の整備については、町長立候補において整備を行うと公言された。具体的な計画は出来ているか伺います。

(町長) 十分に地元の皆さんとお話をして、進めてまいります。具体的な計画はまだありません。

(問) 損害賠償事件について伺う。和解で8千

(町長) 十分に地元の皆さんとお話をして、進めてまいります。具体的な計画はまだありません。

(問) 国家賠償法の本質について町長、副町長に伺う。

(町長) 熟慮の結果、和解を認諾し和解議案の上程も自分が行った。

(問) 答弁されないもので説明をする。不法行為である公務員が負うべきとなっている。この



町長公約に期待

内容から判断すれば、この和解は大切なところがある。責任の所在を明らかにし求償権の行使を行う必要があると思うが。

(副町長) それは全く事実が違います。議事録の中ではそのような形の記録になってますが、今回和解をすることに至った経緯について説明いたしました。

(問) こうした事件の発生が多くなってきたので、結論を明らかにすることが必要だ。

(町長) 裁判官が和解を出したのですから、それを熟慮してから決めています。

現地調査

総務産業常任委員会は、3月12日に現地調査を行いましたので、その結果をお知らせ致します。

調査先は文化会館前の改修工事、八幡中線(下城元)及び末永く鬼付女線(新馬場)の改修予定地、横江川に架かる小島橋及び王

子橋架け替え工事、横江排水機場の改修工事、水田、駅前周辺整備事業にかかわる地域、追分2号線の工事、三納代街灯工事及び管轄外ではありますが東児湯消防組合新富分遣所の建設工事でした。

文化会館前は、道路や玄関前の車寄せ、西側の駐車場等が整備され利便性や景観の向上が期待できます。

八幡中線(下城元)及び末永く鬼付女線(新馬場)の整備及び駅前周辺整備はこれからありますが、景観や利便性の向上が期待できますが、一部用地買収の課題が残っています。



文化会館前で改修工事を調査

議会活性化 特別委員会

議会基本 条例制定 4月1日施行

新富町議会では、平成24年12月定例議会において、活性化に関する調査・研究を行うための議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例を含め、これまで種々の調査・研究を行い、ここに議会基本条例を制定いたしました。

議会基本条例は、前文と本文16条、附則からなります。以下、その考え方と概略をご説明申し上げます。
先ず、前文は議会基本条例をなぜ制定するのかを述べています。
第一に議会の果たすべき責務を、第二に議会が責務を果たすため

にどのような活動を行うべきかを述べ、最後に、この条例が議会の最高規範であることを規定しています。解釈・運用されるべき理念です。

第1条は、条例の目的を規定しています。

第2条は議会活動の原則と責務を規定しています。

第3条は議員活動の原則と責務です。

町民と議会の 関係

第4条は議会への町

民参加と連携に関する規定です。議会は選挙人、利害関係者、学識経験者をはじめ、町民各層から意見を聴き、また意見を交換することをここに約束いたします。
第5条は請願及び陳情です。
第6条は議会報告会

です。

第7条は会議等の公開です。議会は本会議のみならず、委員会、全員協議会も原則公開します。

行政と議会の 関係

第8条は議会の審議方法を規定しています。議会が町長等に対し、質問、質疑を行う場合、短い発言により議論を深める一問一答方式を行うこと、町長等は議員の発言内容を確認することができる旨を規定することとしました。

町長等は議長・委員長の出席要求に基づいて会議に出席しますが、平成24年の地方自治法改正で正当な理由を議長に届け出たときは出席の義務が免除されることとなりました。そのため、資料の提出の規定を整備することとしました。

第9条は定例全員協議会の規定です。

議会は毎年4回の定例会を開会しますが、定例会が開会されない月には、全員協議会を開催し、町長等も含めた情報共有、意見交換を行うこととします。

第10条は議会運営に関する規定です。議会運営の詳細については、会議規則が定めています。ここでは議会運営の原則である議会内民主主義とあわせて、効率性をも規定することとしました。

また、重要な議案についてはその賛否を議会広報により公表することとしました。

第11条は政策提言協議の場の設置です。全員協議会として行うこととし、協議が整った事項について、議会は政策としてこれを提言することとします。

第12条は広報広聴

です。議会は広報誌をはじめ、議会報告会、インターネット等多様な手段を利用して広報活動を行います。

また、町民からの意見や要望等を議会として聴く広聴活動を行います。議会の広報・広聴活動は、そのための委員会を設置して行うこととします。

第13条は議会事務局の体制整備です。

第14条は議会改革の推進です。議会は継続的に議会運営の評価を行い、その改善に取り組みます。

第15条は議会・議員が地方自治法や会議規則、この条例等を遵守することを定め、そのために研修を行うこと、また条例を実施するための計画を毎年定めることを規定しています。

第16条は条例の見直し規定です。この条

例は町民の意見や社会情勢の変化によって必要が生じればいつでも見直すこととします。

以上、この条例は、議員が町民に開かれ信頼される議会づくりを実現し、町民の付託に的確に応えることを決意するものであります。なお、条文については議会ホームページに掲載しています。

議会活性化特別委員会
委員長 永友 繁喜



延岡市議会での研修

カ・メ・ラ・探・訪



▲恒例となっているお大師講



▲房なり中玉トマトの収穫作業



ルピナス

▲花言葉は「あなたは私の安らぎ・いつも幸せ・空想・想像・母性愛」



▲富田中 立志式



▲サンルピナスのツツジ

町民の声

議会に寄せられた
町民の皆様の声です。

私は少年団で指導者をしています。子供たちに、ゴミは運だと思つて拾うこと、あいさつの大切さ、親や先生、友達に対する感謝の気持ち、細部にこだわること、負の連鎖などすべて自分自身への教えであるように思っています。子供たちに教えることで、自分自身も色々と教えられています。感謝しています。

上新田 M・Yさん

高齢になつて身よりもなく、車にも乗れなくなつたらどんな生活が待っているのかと思うと、とても不安になります。近くには、歩いていけるスーパーも病院もありません。そんな不安を解消するために、ひかり電話が活用されることを期待します。

まずは、できるだけ早く安否確認ができるようにしてほしいです。

新田地区 A・Yさん

編集後記

春季全国火災予防運動に合せて、我が家の点検をしました。

火災報知機と消化器を点検したら検知器の電池はOKでしたが消化器は使用期限が切れていました。コンセントに差し込んだままの冷蔵庫、洗濯機の電源プラグにも埃がたまっていました。たまった埃が原因で住宅火災の原因になることがあります。

高齢者の世帯には、身内や周囲の気配りが大切だと思います。防火対策を心がけましょう。

豪修

議会広報特別委員会

委員長
副委員長
委員

永友 繁喜
高野 賢治
三浦 千尋
下村 豪修
倉永 誠郎
阿萬 誠郎

※連絡先 議会事務局

TEL 33-6139